

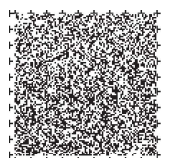
浜松市障がい者相談支援事業 身 知 発 精

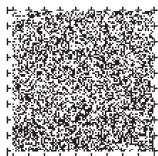
障がいのある人・障がいのある児童・保護者・養護者などの相談に応じ、利用できるサービスなどをアドバイスします。成年後見制度の利用にかかる相談にも応じています。

R7. 4. 1 現在

No.	事業所名	担当 居住区	所在地	TEL・FAX
1	中障がい者相談支援センター	旧中区 旧北区（三方原地区※）	中央区和合町 555 番地 （和合せいれいの里内）	TEL 488-8077 FAX 488-8078
2	東障がい者相談支援センター	旧東区	中央区流通元町 20 番 3 号 （東行政センター 2 階）	TEL 424-0371 FAX 424-0379
3	西障がい者相談支援センター	旧西区	中央区雄踏一丁目 31 番 1 号 （西行政センター 1 階）	TEL 597-1124 FAX 596-5100
4	南障がい者相談支援センター	旧南区	中央区江之島町 600 番地の 1 （南行政センター 3 階）	TEL 401-6881 FAX 425-1231
5	北障がい者相談支援センター	旧北区 （三方原地区※以外）	浜名区細江町気賀 305 番地 （北行政センター 3 階）	TEL 523-2255 FAX 523-2257
6	浜北障がい者相談支援センター	旧浜北区	浜名区平口 1604 番地の 1 （浜北保健センター 1 階）	TEL 587-1010 FAX 587-1015
7	天竜障がい者相談支援センター	天竜区	天竜区二俣町二俣 530 番地の 18 （天竜保健福祉センター 2 階）	TEL 589-5580 FAX 925-7011

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町





浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 発

発達相談支援センター「ルピロ」は、発達障がいやその心配があるご本人、ご家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう、乳幼児期から成年期以降にいたるまで、総合的な支援を行う機関です。

●事業内容

- ・相談支援事業（発達支援・就労支援）
本人及び家族並びに関係機関に対する助言指導、情報提供を行います。
- ・普及啓発事業
発達障がいに関するパンフレットの作成・配布等による啓発や、市民向け講演会を開催します。
- ・研修事業
保育士及び幼稚園教諭、学校関係者、保健師等を対象に各種研修を実施します。
- ・機関連携
家庭、学校、園、職場などにおいて、本人及び家族がより充実した生活を送ることができるように、関係機関と連携して、支援体制の整備に努めます。

●対象者

自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）などの発達障がいやその疑いがある児・者及びその家族、関係者

●受付時間

月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時まで（祝日・年末年始は除く）

●所在地・連絡先

中央区鍛冶町100番地の1（ザザシティ浜松中央館5階）

☎459-2721（※相談には、事前の電話予約が必要です。なお、相談は無料です。）

このほか、区役所・行政センター等でも定期的に相談窓口を開設しています。

友愛のさと診療所

子供の「こころ」と「からだ」の発達を専門とする医療・療育機関です。小児神経科医師・児童精神科医師による診療を行っています。

●対象者

乳幼児からおおむね中学3年生までの子供（※診療は完全予約制です。）

●診療時間

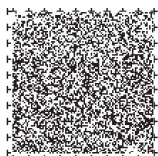
平日午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

●所在地・連絡先

浜名区高菌775番地の1（浜松市発達医療総合福祉センター内）

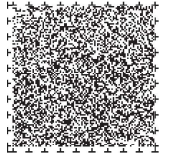
☎586-8804（初診）

☎586-8801（再診）



子どものこころの診療所

子供の「こころ」の発達を専門とする医療機関です。「集団になじめない」「ことばの遅れがある」「学習面の遅れ」「学校に行けない」などの悩みを抱える子供の症状改善を図り、成長を支えます。



●対象者

中学3年までの子供とその保護者

(※診療は完全予約制で、医療機関や発達相談支援センター「ルピロ」からの紹介状が必要です。)

●診療時間

平日午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

●所在地・連絡先

中央区鴨江二丁目11番1号（浜松市保健所隣）

☎452-8080

浜松市医療的ケア児等相談支援センター 身

医療的ケア児等に関する相談支援機関の中核的な役割を担う機関です。

ご本人やその家族が地域で安心して生活ができるよう、医師・相談支援専門員・看護師が、医療・福祉・保健・教育等の垣根を超えた支援を行います。

●開所時間

平日午前8時30分から午後5時15分まで（祝日・年末年始を除く）

●所在地・連絡先

中央区成子町140番地の8（浜松市福祉交流センター3階）

☎489-5226

浜松市障害者更生相談所 身 知

身体に障がいのある人、知的障がいのある人の医学的、心理学的、職能的判定を行い、身体障害者手帳・療育手帳の判定・作成や、障害者総合支援法に規定する補装具（電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置など）・自立支援医療〔更生医療〕（心臓手術、人工透析療法など）の判定、福祉事務所等関係機関への相談のうち複雑困難なケースなど専門性の求められるものへの支援を行います。

●所在地

浜松市障害者更生相談所 ☎457-2707

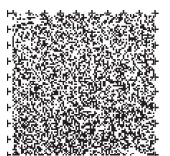
中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

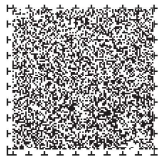
障害者相談員 身 知 精

障がいのある人又はその家族からの相談に当事者として応じるとともに、適切な支援機関を紹介します。

この相談員は、民間の協力者で、家族会等の自助グループや支援団体から推薦を受けた障がいのある人又はその家族に対して浜松市が委託しています。

相談員の名簿はP78参照





こころの健康相談 精

こころの病（うつ病・依存症・統合失調症・思春期の問題など）に関する悩みや心配ごとについて、相談に応じています。

●内容

- ・精神科医師による無料相談（事前予約制）
- ※すでに精神科などに通院・入院している人の相談はお受けできません。
- ・精神保健福祉士等による相談（電話相談は随時、来所相談は事前にお電話ください）

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2213

浜松市精神保健福祉センター 精

精神保健福祉センターは、市民のこころの健康やこころの病の予防のための知識の普及、こころの病を持つ人の自立支援や社会復帰への支援を行う精神保健福祉に関する総合技術センターです。

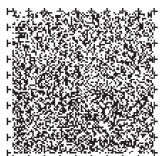
●具体的な事業

事業項目		内容
普及啓発	教育研修 精神障がいを理解するための研修会	精神疾患や自殺対策、ひきこもりなどの理解を深めるために、障がい者支援事業所職員、介護施設職員、医療機関職員等に対して研修会を開催します
	家族教室	うつ病・ひきこもり・摂食障害・依存症等の理解や家族の役割・対応について、当事者を家族に持ち同じ悩みを抱える人同士がともに学び考える教室を開催します
	市民講演会	一般市民及び関係機関職員を対象に、こころの健康の保持増進を目的としたメンタルヘルスに関する講演会を開催します
	こころのサポーター講座	精神保健福祉に関する基本的な知識を得て、理解を深めるための講座を開催します
	企業への研修	企業におけるゲートキーパーの養成など、自殺予防対策を目的とした、職域メンタルヘルスのための研修を開催します
組織育成		こころの病の家族会、ひきこもりの家族会、断酒会、自死遺族・ひきこもり回復者・依存症自助グループ、精神保健福祉ボランティアグループなどの育成と支援を行います
調査研究		市民のこころの健康推進のために行う調査研究をします。大学や研究機関等との連携も行っています
特定相談（面接相談）		特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪被害者、依存症、がん患者の家族・遺族、摂食障害（家族のみ））の面接相談を行います（予約制）
法定業務	精神医療審査会	精神科病院に入院している人からの退院等の請求の受付、退院等請求や医療機関から提出される医療保護入院者にかかる更新時の届出等の審査をするための「精神医療審査会」の運営事務を行います
	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療（精神通院）の支給及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定に関する事務を行います
企画立案		地域精神保健福祉の推進を目的とした専門的立場からの精神保健福祉に関する提案等を行います

●所在地

中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

☎457-2709



公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある人の就職や採用についての相談に専門の相談員が応じています。障がいの状況、適性、就労の希望などを伺い、職業相談や職業紹介、就職後の定着支援を行っています。

また、障がいのある人の雇用促進のため、事業主への雇用助成措置や職業訓練、障害者トライアル雇用（試行雇用）などの各種支援制度が設けられています。

●窓口

- ・ハローワーク浜松 中央区浅田町50番地の2 ☎457-5158
- ・ハローワーク浜北 浜名区沼269番地の1 ☎584-2233
- ・ハローワーク細江 浜名区細江町広岡312番地の3 ☎522-0165
- ・浜松市ジョブサポートセンター
中央区元城町103番地の2 浜松市役所1階 ☎457-2104

静岡障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

障がいのある人に対してハローワークと連携して、就職に向けての相談・職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障がいの状況に応じた継続的な支援をしています。また、事業主に対して障がいのある人の雇用相談、情報提供のほか、雇用管理に関する専門的な相談、助言を行います。

●窓口

- ・静岡障害者職業センター
静岡市葵区黒金町59番地の6 大同生命静岡ビル7階 ☎054-652-3322

障害者就業・生活支援センター（国、県委託事業）

就職を希望される障がいのある人、在職中の障がいのある人や家族が抱えている就労や生活面の相談を受け支援します。また、事業所からの問合せやご相談もお受けします。

●窓口

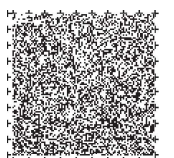
- ・障害者就業・生活支援センター だんだん ☎545-3150
浜名区中条1844番地

浜松市障害者就労支援センター（労働政策課）

障がいのある人の就労に関する相談支援をしています。就職活動時や就職後のお悩み、また訓練施設をお探しの人のご相談もお受けします。また、事業所からのご相談にも応じます。

●窓口

- ・浜松市障害者就労支援センター ふらっと ☎589-3028
中央区中郡町474番地



障害者職業訓練校（県）

自立を目指す障がいのある人が各人の能力と適性に応じて、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能を習得することを目的としています。

●窓口

- ・静岡県立浜松技術専門学校（浜松テクノカレッジ）

障がいのある人を対象に、実践能力習得訓練コース（事業主委託訓練）、知識・技能習得訓練コース、在職者訓練コースを行っています。

中央区小池町 2 4 4 4 番地の 1 ☎462-5602

- ・静岡県立あしたか職業訓練校

身体に障がいのある人と知的障がいのある人が自立を目指して全寮制による 1 年間の職業訓練を行っています。コンピューター科と生産・サービス科があります。

沼津市宮本 5 番地の 2 ☎055-924-4380

障がいを理由とする差別に関する相談 身 知 発 精

障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を行っています。

●窓口

- ・障害保健福祉課、各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）
- ・静岡県障害者差別解消相談窓口

相談日時 週 3 日（火・水・金曜日） 10：00～16：00 ※祝日及び年末年始除く
静岡市葵区駿府町 1 番 7 0 号 静岡県総合社会福祉会館 4 階
一般社団法人 静岡県社会福祉士会 ☎054-252-9800

障がい者虐待に関する相談 身 知 発 精

障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を受け付けます。

●窓口

- ・障害保健福祉課、各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

※夜間・休日の緊急連絡先 浜松市役所守衛室 ☎457-2066

